

令和6年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧(市町村立学校)

名称		任用期間	勤務時間	給料・諸手当	支給方法	休暇等	社会保険等
常勤講師等	一般定数内講師 一般定数内養護助教諭	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日	週38時間45分 (7時間45分×5日)	○経験年数に応じた給料号給 ○通勤手当等各種手当支給 ○任用期間によって期末・勤勉手当支給 ○退職手当(6か月以上の任用期間がある者)	○システムにより申請した 給与振込口座への振込	・『臨時的任用職員の 休暇について(通知)』 による ・任用期間によって付 与される	○社会保険(健康保 険、介護保険、厚生年 金保険のこと。以下同 じ)に加入 ○健康保険、介護保険 は公立学校共済組合 に、厚生年金保険は年 金機構に加入(以下同 じ) ○新たに任用される場 合で31日以上任用 期間がある方は、任用 開始以降5ヶ月を経過 するまで 雇用保険に 加入
	一般定数内学校事務職員 一般定数内学校栄養職員	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日					
	育休定数内講師 育休定数内養護助教諭	原則 4月1日～3月31日					
	産休代員、育休代員、休職代 員、 初任者に係る短期サポート職員 等	配置を必要とする期間					
名称		配置基準等	勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
LD等特別支援		特別な支援や配慮が必要な児童生徒が 在籍し、学級経営等が困難な通常学級に 対して、教育の充実を図る必要がある学 校	週30時間 学級担任や教科担任とTT 方式	○1,620円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適 用、提出しない場合:乙欄適用) ○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤 務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又 は任用予定期間がある場合)	○システムにより申請した 給与振込口座への振込	・年次有給休暇(任用 期間、過当たりの勤 務時間数及び日数に 応じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇	○勤務時間が週20時 間以上かつ2月と1日 以上任用(予定)又は再 度の任用の見込みが ある場合(週20時間以 上30時間未満の場合 は報酬月額88千円以 上の場合に限る。)は社 会保険に加入  ○上記に該当しない場 合、国民健康保険等に 各自で加入  ○週20時間以上かつ 31日以上任用がある 場合は雇用保険に加 入
育児短時間勤務 者の後補充	事務職員、 学校栄養職員 の後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認 めた学校、または学校給食センター	本務者欠時間+引継時間	○事務職員1,410円～1,520円×勤務した時間 数(学校栄養職員は1,350円～1,720円) ※単価は勤務経験により異なる ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適 用、提出しない場合:乙欄適用) ○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤 務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又 は任用予定期間がある場合)			
特別支援学級児 童生徒の学習支 援	当該学級内 でのT1又は単 独指導あり	特別支援学級に係る教員一人当たり の児童生徒数が一定数以上で、児童生 徒の学習の充実を図るために配置が効果 的と認められる学校	週30時間 (1)当該学級内でのT1又は 単独指導(①原則4コマ7時 間、②原則6コマ10時間、③ 原則8コマ13時間の3区分)  残りの勤務時間は学級担任 や教科担任とTT方式	(1)①1,670円、②1,690円、③1,710円 ×勤務した時間数 (2)1,620円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適 用、提出しない場合:乙欄適用) ○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤 務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又 は任用予定期間がある場合)			
	当該学級内 でのT1又は単 独指導なし		週30時間 (2)学級担任や教科担任と TT方式(単独指導不可)				
校内サポート教室		不登校(傾向)生徒が常時存在し、サポ ート教室を設けることで支援が有効に機能 すると見込まれる中学校	週25時間	○1,830円×勤務した時間数			
エリアサポート		年度中途からの代員の必要性を予め見 込んで、4月から非常勤講師として、各教 育局管内の中心となるエリアの中から、配 置が合理的と認められる学校 ※必要に応じて年度中途にエリア内(各 教育局管内)にある他の学校への配置換 え等を行う場合がある	週30時間	※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時 「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」 を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適 用、提出しない場合:乙欄適用)  ○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤 務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又 は任用予定期間がある場合)			
小規模小学校サポート		7学級以下の小規模小学校における学校 運営の円滑化、機能化の促進及び教職 員の出張や研修等による校務への支障 の軽減を図る必要がある小学校					

令和6年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧(市町村立学校)

	名称	配置基準等	勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等	
非常勤講師等	副校長・教頭サポート	学校運営上の課題を抱え、副校長・教頭の業務負担が増大していることが認められる学校	週30時間	○2,090円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用)  ○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)	○システムにより申請した給与振込口座への振込  ※報酬は、毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日。以下同じ) ※期末勤勉手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	・年次有給休暇(任用期間、週当たりの勤務時間数及び日数に応じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇	○勤務時間が週20時間以上かつ2月と1日以上任用(予定)又は再度の任用の見込みがある場合(週20時間以上30時間未満の場合は報酬月額88千円以上の場合に限る。)は社会保険に加入※  ○上記以外の勤務時間の場合、国民健康保険等に各自で加入  ○週20時間以上かつ31日以上の任用がある場合は雇用保険に加入※  ※複数校配置の場合は合算して加入の有無を判断	
	学校サポート	さまざまな教育課題へ対応し、教育活動の充実を図る必要がある中学校	週30時間	○1,830円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用)  ○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)				
	のぞみ分校(鳥取市立東中学校) はずみ分校(米子市立福生中学校)	学力の向上、問題行動、特別な支援を必要とする生徒への支援等へ対応するため	必要に応じて、週2～30時間					
	妊娠中教員体育実技等補助	妊娠中の教員の母体保護と体育実技授業の教育効果の確保を図る						
	小規模中学校美術	小規模中学校で全教科の教員を配置することが困難な学校						
	教科補充	小中学校において教科の授業を完全補充するため必要と認める場合						
	中学校 免許外教科担任解消	8学級以下で、免許外教科担任の解消を図る必要があると認める中学校						
	初任者研修後補充	県及び市町村教育委員会が企画する初任者研修及び校内研修に関して、授業の補充等が必要な場合で、学校教育の円滑化を図るために特段の希望がある場合、県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じて、市町村教育委員会に対して会計年度任用職員を派遣(初任者研修サポート教員の加配配置がある学校を除く。)						年間280時間(授業175時間相当)以内
	初任者研修(一人配置校)	初任者の一人配置校に対して、初任者研修の適正な実施のため、市町村教委の求めに応じて会計年度任用職員を派遣						○1週12時間(授業7時間相当)以内 ○年間360時間(授業210時間相当)以内
	初任者研修に係る中学校教科指導担当	初任者を配置する中学校において、初任者以外に同じ教科を担当する者がいない場合で、市町村教委の求めに応じて会計年度任用職員を派遣						1週4時間以内 年間120時間以内
新規採用養護教諭研修	新規採用養護教諭の配置された学校を所管する市町村教委の求めに応じて、会計年度任用職員を派遣	○校内研修に係る指導助言は、年間15日以内、1日4時間程度 ○校外研修における後補充は年間15日以内、1日7時間45分						

令和6年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧(市町村立学校)

	名称	配置基準等	勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
非常勤講師等	妊娠中養護(助)教諭業務補助	妊娠中養護教諭の母体保護と保健室運営の効果の確保を図る	○週15時間以内 ○4～6月までの総時間数90時間(6週間)以内	○2,690円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用)			
	特別非常勤講師	基本的に、学習指導要領の内容については教員が指導し、発展的な内容について特別非常勤講師が指導するものとして、学校教育の円滑化を図るために特段の希望があり、必要があると認める学校	○教科等別に1校の上限を設定 ○1人あたりの時数、校数の制限なし ○授業担当者とのTT形式が望ましい	○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)			
	小学校外国語・外国語活動支援員	小学校3～6年における外国語・外国語活動において、配置を希望する小学校のうち、教育活動の充実を図るため必要がある学校	○第3・4学年 1学級当たりの上限は20時間 ○第5・6学年 1学級当たりの上限は40時間 ※ただし、複数校勤務の場合は、週30時間を上限とする。	○1,280円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)	○システムにより申請した給与振込口座への振込 ※報酬は、毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日。以下同じ) ※期末勤勉手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	・年次有給休暇(任用期間、週当たりの勤務時間数及び日数に応じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇 ※ただし、年次有給休暇及び私事による負傷・疾病の場合の病気休暇については、年間48日以上勤務がある場合に限る。	各個人で国民健康保険等に参加 ※複数校配置により勤務時間が週20時間以上かつ31日以上任用がある場合は雇用保険に参加
	学校生活適応支援員	学力向上につなげるため、不登校及び問題行動の早期発見・早期対応や未然防止等の生徒指導上の諸問題の解決・改善の充実を図る必要がある小学校	学校ごとの配置時間数による				
	教員業務支援員	教員の多忙解消・負担軽減等のために配置の必要があると認める学校	週16時間以内 (年間上限は560時間)	○1,200円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			※同時に複数校の発令がある場合は、すべての発令が一括で発令されているものとみなして、年次有給休暇の付与計算を行う。
	スクールカウンセラー	全中学校(拠点校方式)	学校ごとの配置時間数による (複数校に勤務する場合、合計が週30時間以下とする)	○個別単価×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			